

負担した貸金等債務（事業のための借金）を主たる債務とする保証または、主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証の場合のみです。割賦購入代金、薬剤等の仕入れ代金、賃料の保証の場合は必要ありません。

また、借主が法人の場合で、保証人になる個人がその法人の理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者であったり、主たる債務者の総株主の議決権の過半数を有するような者の場合は、保証意思宣明公正証書の作成は必要ないとされています（民法465条の9第1号、第2号）。主たる債務者が個人開業の開業医など個人の場合は、保証人が共同事業者又は、主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者の場合は、保証意思宣明公正証書は不要とされています（同条第3号）。借主が医療法人で、理事長の配偶者も理事となっている場合は、配偶者が現実に事業に関わっていなくても主たる債務者の理事ということで保証意思宣明公正証書が不要となりますが、主たる債務者が個人開業医の場合、配偶者がどの程度、医院の仕事に関わっていたら「事業に現に従事している」ことになるのかが今後の解釈の問題となります。

（主たる債務の履行状況に関する情報提供義務）

7 債務者に頼まれて保証人になった保証人（保証人が法人の場合も含む）は、債権者に対し、主たる債務の現在高、履行状況について問い合わせることができ、問い合わせがあったときは、債権者は債務者にこれらを教えなければならないこととなりました（458条の2）。これは、例えば、借家人が半年も賃料を滞納してから、保証人に半年分の賃料を支払えと請求がきても保証人としては対応に苦慮することとなるので、早く情報を知って対処できるようにということで設けた規定です。友人、親戚に保証人になって貰った場合、少なくとも当該保証の対象となった債務の履行状況については親戚、友人にばれることは覚悟しておく必要があります。

更に、主たる債務者が期限の利益を喪失したときは、債権者はその喪失を知ったときから2ヵ月以内に保証人（保証人が法人の場合を除く）に主たる債務者が期限の利益を喪失したことを通知しなければならないこととなりました（民法第458条の3第1項）。これは、保証人が多額の遅延損害金を保証することになるのを防ぐための規定です。債権者は、2ヵ月以内に通知しないと期限の利益喪失日から通知を現にするまでに生じた遅延損害金を保証人に請求できないこととなります（民法第458条の3第2項）。

8 なお、保証契約締結に当たって、債務者が情報を提供しなければならない保証人の範囲、保証人になるうとする者が公証人役場に行って保証意思宣明公正証書を作らなければならない保証人の範囲、債権者が債務者の履行状況を提供しなければならない保証人の範囲、債務者が期限の利益を喪失した場合に債権者がそのことを通知しなければならない保証人の範囲が異なることに注意が必要です。

（終わりに）

今回で保証に関する民法改正の説明を終わり、次回は、時効に関する改正について説明します。

北海道医師会 育児サポート事業のご案内

**病児・病後児の預り時に、
ぜひご利用ください!**

北海道医師会が利用料金の一部を負担する、会員限定の利用券での支払いが可能です。



子育て中の医師の仕事と家庭を
両立するためのサポートです。

お問合せ先

一般社団法人 北海道医師会 事業第三課

〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目 FAX 011-231-7272

TEL 011-231-7300 E-mail josei-dr-shien@m.douji.jp

